統 地方選挙 ╗

4/12 (日)

北海道議会議員選挙

知事選挙 3月26日休 ※告示日 道議会議員選挙4月3日金 4/26

砂川市議会議員

ともに4月19日(日) ※告示日

市長·市議会議員選挙立候補届出説明会

催します。 員選挙の立候補届に関する説明会を開 4月26日に執行される市長、市議会議

■ところ ■とき 関係者(候補者1人につき2人以内) 必ずご出席ください。 市役所3階 3月20日**金** 午後1時30分~ 大会議室

立候補届出書類等の事前審査

行います。 候補届出書類と選挙公報の事前審査を 市長と市議会議員立候補予定者の立

۔ ع 間中に審査を終えるようお願いします。 3月27日金~28日出

立候補を予定されている方は、この期

■ところ 市役所3階 午前8時3分~午後5時 中会議室

郵便等投票の申請はお早めに

すでに郵便等投票証明書の有効期限が 等投票)があります。該当される方で、 宅で投票ができる不在者投票制度(郵便 あり、投票所に行けない方のために、自 身体につぎのような重度の障がい

施本部を設置しました。 2月18日、市役所3階の第1会議室に実 日投票の市長・市議会議員選挙に向けて 日投票の知事・道議会議員選挙、 市選挙管理委員会事務局では、 4 月 26 方はお早めに申請してください

4 月 12

切れている方や新たに手続きをされる

挙管理委員会に届け出た選挙権のある

方に代理で記載させ、投票をすることが

重度の障がいのある方は、

あらかじめ選

■請求期限

■対象者

□心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直 腸、小腸の障害程度が1級または3級 1級または2級の方

□免疫、肝臓障害が1級から3級の方

(戦傷病者)

□心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 □両下肢、体幹の障害程度が特別項症か ら第2項症までの方 から第3項症までの方 小腸、肝臓の障害程度が特別項症 直

介護保険法上の要介護者

要介護状態区分が要介護5の方

- 郵便等投票証明書の有効期限

被保険者証に記載されている認定の 発行日から7年間 要介護者は、発行日から介護保険の

郵便等投票の代理記載制度

有効期間の末日までです

郵便等投票の対象者で、つぎのような

各選挙投票日の4日前まで

できます。

■対象者

(身体障害者)

上肢または視覚の障害程度が1

級

0

身体障害者手帳、 で、次の項目に該当する方 介護保険被保険者証を持っている方 戦傷病者手帳または

【身体障害者】

(戦傷病者)

方

□両下肢、体幹、移動機能の障害程度が の方

問い合わせください。

は選挙管理委員会にありますので、

お

代理記載制度に関する申請書など

症から第2項症までの方

上肢または視覚の障害程度が特別

項

土・日曜日でも午前8時30分から午後 8時まで毎日業務を行っています。 知事選挙告示日の3月26日以降は

お問い合わせ



めいすいくん

市選挙管理委員会事務局

2015.3.1 広報 すながわ 4